

訪問看護契約書及び重要事項説明書

(介護保険・予防介護保険・医療保険)

一般社団法人子どもプライマリケアサポートかしの木

訪問看護ステーション かしの木

訪問看護ステーションかしの木サービス契約書

様（以下「利用者」といいます）と訪問看護ステーションかしの木（以下「ステーション」といいます）はステーションが利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 ステーションは、利用者に対し、介護保険法、健康保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問看護サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約期間は 令和 年 月 日 からとします。
この契約は、利用者により契約解消の意思表示がされない場合は、自動更新するものとします。

（訪問看護計画の作成、変更）

- 第3条
- 1 ステーションは、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
 - 2 ステーションは、利用者の要介護の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するように訪問看護の目標を設定し、前項に規定する「訪問看護計画」に基づき計画的に行います。
 - 3 ステーションは、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
 - 4 ステーションは、「訪問看護計画」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。
 - 5 ステーションは、主治医に対し、随時必要な報告を行います。

（訪問看護サービスの実施）

- 第4条
- 1 ステーションは、主治医の指示書に基づき訪問看護サービスを提供します。
 - 2 ステーションは、訪問看護サービスの提供に当たっては、訪問看護サービスに必要な教育を受けた看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等がサービスを提供します。
 - 3 利用者及び家族は、ステーションの依頼により保険証の写し、訪問看護サービスに必要な消耗品・衛生材料を準備します。
 - 4 利用者及び家族は、サービス担当者の求めに応じ、利用者に関わる連絡調整の為、電話などの設備を使用する事を承諾します。

（訪問看護サービス提供の記録）

- 第5条
- 1 ステーションは一定期間ごとにサービスの内容や利用者の心身の状態、訪問看護目標の達成状況について「訪問看護記録・報告書」を作成し利用者の主治医へ報告します。
 - 2 ステーションは、サービスの情報記録をこの契約終了後2年間及び5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧することができます。

(サービス利用料及び支払い)

- 第6条 1 介護保険では、訪問看護サービスに対する利用者負担は、介護保険からの給付サービスの1割、または2割、3割負担となります。
- 2 医療保険では、訪問看護サービスに対する利用者負担は利用者に適応される保険により違いがあります。
- 3 サービス利用料は別紙のとおりです。
- 4 利用者が正当な理由なくステーションに支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、ステーションは1ヶ月の期間を定めて、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 5 利用者は、居宅においてサービス担当者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(料金の変更)

- 第7条 ステーションは、利用者負担割合の変更(増額又は減額)の場合は速やかに割合負担書を提示していただき利用者への説明と同意を得ます。

(契約の終了)

- 第8条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 1 利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)と認定されたとき
 - 2 利用者が死亡したとき
 - 3 利用者が長期に入院、施設入所したとき

(利用者の解約権)

- 第9条 利用者はステーションに対し、1週間の予告期間において口頭又は文書にて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

(ステーションの解除権)

- 第10条 1 ステーションは、利用者の著しい背信行為により、契約の継続が困難となった場合には、その理由を記載した文書により、この契約を解約することができます。
この場合、ステーションは、関係機関にその旨を連絡します。
- 2 ステーションのやむをえない事情にてサービスの提供が困難になった場合、事前の予告期間をもって文章にて通知し、
この契約を解約することができます。ただしその場合、ステーションは利用者の関係機関の調整や当該地域の他の訪問看護ステーションに関する情報を利用者に提供します。

(賠償責任)

- 第11条 ステーションは、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
ただし、ステーションに故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

- 第12条 1 ステーションおよびサービス担当者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- 2 ステーションは、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他事者やサービス担当会議において利用者・家族の個人情報を用いません

(緊急時の対応)

- 第13条 ステーションは、訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医へ連絡をとる等必要な措置を講じます。
- また緊急対応の同意を得た利用者に対しては24時間・夜間・休日の対応を行います。

(連携)

- 第14条 事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービス関係機関との連携しサービス提供致します。

(相談・苦情対応)

- 第15条 1 ステーションは、利用者・家族からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 ステーションは、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(契約外条項)

- 第16条 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法令その他所法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判官管轄)

- 第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及びステーションは、利用者の居住地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

訪問看護ステーション かしの木 重要事項説明書

1. ステーションの概要

名 称	一般社団法人子どもプライマリケアサポートかしの木 訪問看護ステーションかしの木 介護保険指定番号： 1364290336 医療保険指定番号： 7491392				
所在地	〒182-0012 東京都調布市柴崎 1-64-13 2F 電話：042-426-8871 FAX：042-426-8872				
管理者	伊藤 文子				
職 員	人 員				
	職 種	常 勤		非常勤	計
	看 護 師	男性	女性 1	女性 4	5
	理学療法士	男性	女性	女性	0
	事 務	男性	女性 1	女性	1
提供地域	介護保険	柴崎 1・2 丁目、菊野台 1～3 丁目、佐須町 1～5 丁目			
		深大寺南町 1～5 丁目、深大寺元町 1～3 丁目・5 丁目			
		深大寺東町 1～7 丁目、深大寺北町 2 丁目			
		八雲台 1・2 丁目、国領町 1～8 丁目、小島町 1 丁目			
		布田 1～4 丁目・6 丁目、調布ヶ丘 1～4 丁目			
		染地 1～3 丁目、富士見町 2 丁目、西つつじヶ丘 1～4 丁目			
		東つつじヶ丘 1～3 丁目、若葉町 1～3 丁目			
		仙川町 1～3 丁目、緑ヶ丘 1・2 丁目、入間町 1・2 丁目			
		狛江市西野川 1～4 丁目、東野川 2・3 丁目、中和泉 5 丁目			
		狛江市西和泉 1 丁目、和泉本町 2～4 丁目			
		三鷹市中原 1～3 丁目、新川 1 丁目・4・5 丁目			
	※その他の地域は、要相談とします。				
医療保険	調布市・三鷹市・府中市・狛江市・世田谷区 （当事業所より半径 5 km 圏内） ※その他の地域は、要相談とします。				
サービス提供時間	月～金 9時から17時 土日・祭日及び年末年始（12月29日～1月3日は休み） 但し24時間緊急時対応可能				

2. ステーションの目的・運営方針

事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において自立し、安心した日常生活を営むことができるように訪問看護サービスを提供します。

運営の方針

サービス提供にあたっては、利用者の意思を尊重し実施します。

又、居宅介護支援事業所、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供主体と連携を密にし、提供にあたります。

3. サービスの提供方法及び内容

- (1) 利用開始にあたっては、利用者の希望、主治医による訪問看護指示書に基づき、利用者の心身の状態を踏まえて、訪問看護計画書を作成し訪問看護サービスを提供します。
- (2) 訪問看護サービスの内容として、病状、障害の観察、食事・排泄・清潔・移動などに関する相談やアドバイス、リハビリ、療養生活や介護上生ずる諸問題への対処、医師の指示による医療処置、ターミナルケアなどを提供します。なお、理学療法士・作業療法士（以下、療法士）による訪問にあたっては、看護師による定期的な訪問も行います。利用者の状態について適切な評価のもと、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合は、看護職員の代わりに療法士が訪問を行います。
- (3) 毎月訪問看護計画書・報告書を作成し、主治医へ報告します。それ以外にも必要時には連絡します。

4. サービスの利用料及び支払いについて

(1) 介護保険

介護保険が適応となる利用者の場合

- ① 利用料金、自己負担金などは重要事項説明書別紙「介護保険利用料金一覧表」に記載されている料金となります。
- ② 介護保険の適応を受けない部分については利用料全額をお支払い頂きます。
- ③ 当ステーションの訪問看護サービスについては利用者の同意を得て、下記加算を算定します。料金は別紙「介護保険利用料金一覧表」をご参照下さい。

* 介護保険から医療保険に切り替わる状態

利用者の急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要のある旨の訪問看護指示書を受けた場合には、指示書の交付日から14日間（状態によってはさらに14日間）は、医療保険の扱いとなります。

(2) 医療保険

医療保険が適応される利用者の場合

利用料、自己負担金などは重要事項説明書別紙「医療保険利用料金一覧表」、「訪問看護利用料概算【医療保険の場合】」に記載されている料金となります。

(3) 交通費について

介護保険・医療保険での訪問看護の場合、通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。交通費はいただきません。

(4) キャンセルについて

キャンセルの場合は前日までにご連絡をお願いいたします。当日キャンセルする場合は午前9時までにお電話ください。キャンセル料は発生いたしません。

(5) お支払いについて

(1) 毎月15日までに前月分の請求をいたします。お支払いが確認できましたら領収書を発行いたします。

(2) お支払い方法は原則的に口座自動引き落としとさせていただきます。

口座引き落とし日は翌月6日になります。

* 口座引き落とし以外を希望される場合はご相談させていただきます。

5. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書又は口頭でお申し出下されば1週間の予告期間をおいて解約できます。

(2) ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの訪問看護ステーションを紹介いたします。

(3) 自動終了の場合

長期に入院、施設入所された時や利用者がお亡くなりになった時は自動的に終了させていただきます。

6. 緊急時、事故発生時の対応

当ステーションは、サービスの提供を行なっているときに、利用者の病状の急変が生じた場合や事故が発生した場合、事前に確認してある主治医や家族及び基幹病院等へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

7. 災害発生時の対応

大災害発生時、連絡することなく訪問ができない場合があります。

災害時、利用者の安否確認を当ステーションでも行います。

8. 秘密保持

当ステーションの職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は終了後も同様です。

9. 居宅介護サービス計画上必要な個人情報の共有の同意について

当ステーションは、居宅介護支援事業所及び他の介護保険サービス事業者との連携の上で居宅介護サービス計画上に必要な利用者情報を共有することになります。個人情報開示に関しては別紙参照して下さい。

10. その他

当ステーションは、看護師育成や訪問看護ステーションの理解啓発のために、看護実習生等に研修の場を提供しています。そのため実習生等が訪問に同行することがあります。

看護師育成のためにご協力をお願い致します。

11. サービスに関する苦情

当ステーションの訪問看護に関する相談・苦情を承ります。

(1) 当ステーション以外に各市の介護保険の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

(2) 当ステーションは、利用者が苦情申し立てなどを行った事を理由として何らかの不利益な扱いをすることはありません。

【ステーション相談窓口】

1. 訪問看護ステーション かしの木 管理者 伊藤 文子

電話 042-426-8871 / FAX 042-426-8872

<都・区市町村等の相談・苦情窓口>

調布市	介護保険課	042 - 481 - 7321
	障害福祉課	042 - 481 - 7094
府中市	介護保険課 制度担当係	042 - 335 - 4031
	障害福祉課サービス支援担当	042 - 335 - 4962
狛江市	高齢障がい課 介護保険係	03 - 3430 - 1262
	高齢障がい課 障がい者支援係	03 - 3430 - 1249
三鷹市	介護保険課 介護事業者指導係	042 - 245 - 1151

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険相談指導係	03 - 6238 - 0177
東京都医療安全支援センター	03 - 5320 - 4435

12. 緊急訪問看護加算・24時間対応加算

緊急訪問看護加算 同意します ・ 同意しません

24時間対応加算 同意します ・ 同意しません

指定訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な説明をいたしました。

一部利用者様控え一部事業所控えとなります

事業者

法人名 一般社団法人子どもプライマリケアサポートかしの木
事業所名 訪問看護ステーションかしの木
所在地 東京都調布市柴崎 1-64-13 2F
代表者氏名 代表理事 伊藤 文子 印
管理者氏名 伊藤 文子

説明者

事業所名 訪問看護ステーションかしの木
氏名 伊藤 文子 印

私は、契約書および訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

訪問看護料金表【介護保険】(令和6年6月1日改定)

〈保険単位と基本利用料〉地域区分単価 1単位=11.6(地区区分2)

《要介護》1割または所得によって2割、3割の負担となります

訪問看護	時間内 (単位)	費用額 (円)	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
訪問看護(30分未満)	471	5,463	546	1,092	1,638
訪問看護(30分以上60分未満)	823	9,546	954	1,908	2,862
訪問看護(60分以上90分未満)	1,128	13,084	1,308	2,616	3,924

《要支援》1割または所得によって2割、3割の負担となります

介護予防訪問看護	時間内 (単位)	費用額 (円)	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
予防訪問看護(30分未満)	451	5,231	523	1,046	1,569
予防訪問看護(30分以上60分未満)	794	9,210	921	1,842	2,763
予防訪問看護(60分以上90分未満)	1,090	12,644	1,264	2,528	3,792

○夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の訪問の場合

○深夜(22:00~6:00)の訪問の場合

〈その他の加算料金〉

	(単位)	費用額 (円)	利用者負担額		
			1割(円)	2割(円)	3割(円)
特別管理加算 (I)	500	5,800	580	1,160	1,740
(II)	250	2,900	290	580	870
ターミナルケア加算	2,500	29,000	2,900	5,800	8,700
複数名訪問看護加算(30分未満)	254	2,946	294	588	882
複数名訪問看護加算(30分以上)	402	4,663	466	932	1,398
長時間訪問看護加算	300	3,480	348	696	1,044
初回加算 (I)	350	4,060	406	812	1,218
(II)	300	3,480	348	696	1,044
退院時共同指導加算	600	6,960	696	1,392	2,088
緊急時訪問看護加算 (I)	600	6,960	696	1,392	2,088
(II)	574	6,658	665	1,330	1,995
看護体制強化加算 (I)	550	6,380	638	1,276	1,914
(II)	200	2,320	232	464	696
介護予防	100	1,160	116	232	348
サービス提供体制強化加算	6	69	6	12	18

〈その他の利用料〉

死後の処置料金(在宅で死亡した場合のエンゼルケア)		15,000円		
介護保険対象外の利用(10割負担)			(予防看護)	(訪問看護)
	30分未満		5,231円	5,463円
	30分以上60分未満		9,210円	9,546円
	60分以上90分未満		12,644円	13,084円